

第30回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和5年5月22日(月)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時30分
- (4) 開催場所 津和野庁舎 大会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番委員 有田 和将 | 2番委員 石川 周子 | 3番委員 森元 健一 |
| 4番委員 齋藤 泰彦 | 5番委員 田中 聖司 | 6番委員 三家本雅夫 |
| 7番委員 岩本 学 | 8番委員 中岡 隆幸 | |
| 11番委員 林 靖登 | | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1-2番委員 田中海太郎 | 1-3番委員 上田 徳美 | 1-4番委員 木村 大輔 |
| 1-5番委員 平川 巖 | 1-6番委員 齋藤 治登志 | 1-7番委員 倉益 晃 |
| 1-8番委員 増成 孔也 | 1-9番委員 村上 巖雄 | 1-10番委員 齋藤ミサ子 |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| 9番委員 吉田 茂 | 10番委員 石川 敏明 | 1-1番委員 御手洗 剛 |
|-----------|-------------|--------------|

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 小藤 信行 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |
| しまね農業振興公社 | 江上 俊二 |

3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
申請番号5-26号、5-56号、5-63号、5-64号、5-67号
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号4-98号
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)

4. 議事進行及び顛末

事務局長	<p>定刻になりましたので、只今から第30回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。5月に入りまして田植えの方も徐々に終わってきたと思います。今年はある程度雨も降っていることもあり水不足については聞いておりませんので、たくさんのお米が出来て高値で取引されることを祈っているところです。先週、益田地域農業委員会協議会の総会が行われています。また、取り組みを進めていきたいと思っていますのでご協力をお願いします。それでは会長の挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>改めましておはようございます。私の法人ではまだ田植えが残っておりますけど、ほぼほぼ終わられたところが多いと思っております。先月の総会からの活動について報告いたします。益田地域農業委員会協議会の総会が先週の18日に行われています。今は吉賀町が事務局を担当していますので柿木で行われています。津和野からも各部長さんに参加をしていただいています。久々に顔を合わせての総会、コミュニケーションをとるための会食も行われました。協議会の研修会が毎年開催されますが、今年も開催予定で事務局にて内容等を検討されます。時期は益田市と津和野町が改選の年ですので改選前には行いたいとのことでした。あと、認定農業者の再認定ということで（農）●●さんが再認定されると思います。以上です。</p>
事務局長	<p>総会成立宣言ですが、本日は農業委員11名に対しまして2名が欠席されていますが過半数を超えていますので、本総会が成立していることを宣言いたします。それではこれ以降は会長の議事進行をお願いします。</p>
会長	<p>議事録署名者を指名します。9番吉田茂委員さん、10番石川敏明委員さんが本日欠席ですので、1番有田和将委員さん、2番石川周子委員さんよろしくをお願いします。</p>
	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について</p>
会長	<p>議案第1号「農地法第3の規定による許可申請の承認について」申請番号5-25号を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号「農地法第3の規定による許可申請の承認について」申請番号5-25号について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長	<p>それでは、担当地区委員の齋藤治登志推進委員さん現地確認の報告をお願いします。</p>
齋藤治登志推進委員	<p>推進委員の齋藤です。先週に、広島におられて高齢ということもありましたので、現地から電話でお話をさせていただきました。当時、口約束で売買が成立してそのままになっていたようで、先程事務局が説明したとおり</p>

	<p>でして、近所の方の話を聞いても当時うちも一緒に購入したんだよと話されていました。内容としては、当時は問題なく耕作がされていたそうです。現在は、親戚の方が年に1、2回草刈りをして管理をされています。現在は耕作されていませんが近所で野菜を作っている方が空いているなら使わせてもらいたいなといった話もありましたので、希望があれば連絡を取ってみたいと思います。周辺には名義が変わるだけですので影響はないと聞いております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、申請番号5-25号について質疑のある方はお願いします。</p>
委員	<p>無し</p>
会長	<p>無ければ採決に移ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-25号について原案通り承認される方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
会長	<p>全員挙手です。申請番号5-25号は承認されました。</p>
会長	<p>続いて、議案第1号「農地法第3の規定による許可申請の承認について」申請番号5-56号を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、申請番号5-56号について説明いたします。 ・ ・ ・ 議案内容説明 ・ ・ ・</p>
会長	<p>それでは、担当地区委員の平川推進委員さん現地確認の報告をお願いします。</p>
平川推進委員	<p>推進委員の平川です。令和5年5月11日8時30分より譲受人の●●さんと代理人の●●行政書士事務所の●●さんと現地を確認しました。場所は事務局の説明にありました通り、9号線を益田に向いていき、小学校を過ぎて県道田万川線に入り、お宮の前を登ってぐるっと回ると図面にある直線にでるということです。これまでも何筆か申請が出てきていたのですが、今回の地番が残っていたのはなかなか相続の手続きが進まなかったからで、相続が完了したので申請に及んだそうです。今回は無償による所有権移転ですが、昔、●●さんの畑に行く道を作ったことがあってその費用を土地代に充てると、昔話があったそうです。周辺への影響等は特にありませんのでよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、申請番号5-56号について質疑のある方はお願いします。</p>
委員	<p>無し</p>
会長	<p>無ければ採決に移ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-56号について原案通り承認される方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手
会長	全員挙手です。申請番号 5-56 号は承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-63 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号 5-63 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	それでは、担当地区委員の齋藤ミサ子推進委員さん現地確認の報告をお願いします。
齋藤ミサ子推進委員	それでは報告いたします。5 月 11 日午前 10 時より譲受人の●●さんとご両親と私の 4 人で現地確認をしました。去年の 11 月の終わり位までは●●さんが住んでおられましたが、高齢になられて、奥さんも 2、3 年前に亡くなられてお子さんもないため、今は神戸におられる姪に面倒を見てもらい、施設に入られるために去年の 11 月に神戸に移住をされました。財産については●●さんの東京におられる弟さんの息子さんに贈与されるということで、●●さんに財産を託すということも●●さん本人から私も昨年 11 月に聞いていました。家を出るときに買いたい人がいれば売ってもよいということにして、この度、●●さんが家の方を買われることになりました。本当便利の良いところではありますけど、国道から入るときに、今回の申請地には大きな栗の木が 3 本ありまして、家に入るのに邪魔になるということで、11 月に家を出られるときにこれを伐採しています。そのため、現地を見ていると栗の木の枝等がありすぐに耕作はできませんが、ゆくゆくは野菜を作っていくそうです。事務局さんからの説明にもありましたが、町内にお父さんたちの農機具がありますのでそれを利用してやっていきたいということでした。周辺への影響は別にありません。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 5-63 号について質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	無ければ採決に移ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-63 号について原案通り承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。申請番号 5-63 号は承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-64 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号 5-64 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・

会長	それでは、担当地区委員の森元農業委員さん現地確認の報告をお願いします。
森元農業委員	現地確認の報告をさせていただきます。5月11日午前9時に申請人の代理人である●●事務所の●●さんと現地で落ち合いました。現地の場所については事務局から詳しく説明がありましたが、日原中学校に向かって金見町の集会所がありますがその隣が住宅でその裏が申請地である畑となります。現在は休耕地となっておりまして雑草が伸びた状況でした。柿等の果樹が3本くらい植えられていました。今後はこの果樹と家事用野菜を栽培していきたいということでした。周辺地域との調整、農地へ農影響ですが、農薬も家事野菜ですので少量であり、周辺への影響はないと思われま
会長	ありがとうございます。それでは、申請番号5-64号について質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	無ければ採決に移ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-64号について原案通り承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。申請番号5-64号は承認されました。
会長	続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-67号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、申請番号5-67号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	それでは、担当地区委員の岩本農業委員さん現地確認の報告をお願いします。
岩本農業委員	先週の5月13日午後1時30分から代理人の●●行政書士事務所の担当者と現地を確認しました。写真の向かい側が●●さんの田んぼになっており、今回●●さんから●●さんが購入する田も、以前から●●さんが耕作をしていましたので何ら問題はないかと思えます。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、申請番号5-67号について質疑のある方はお願いします。
委員	無し
会長	無ければ採決に移ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-67号について原案通り承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。申請番号5-67号は承認されました。

	<p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について</p>
会長	<p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号4-98号の議題に移ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号4-98号について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長	<p>それでは、担当地区委員の齋藤泰彦農業委員さん現地確認の報告をお願いします。</p>
齋藤泰彦農業委員	<p>5月11日8時から申請人の●●さんと現地を確認しました。進入路ですけど写真の家が建っている方に水田があります。そこに入ってく進入路になります。実際に進入路自体は小さいので大型ハローを付けて入れるようにしたいということでした。お墓の関係は、古いお墓が急傾斜地にあるので近くに置きたいということで申請に及んだそうです。周辺との関係ですが問題はないと思います。以上です</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、申請番号4-98号について質疑がある方はをお願いします。</p>
委員	<p>無し</p>
会長	<p>無ければ採決に移ります。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号4-98号について原案通り承認されるかたは挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
会長	<p>全員挙手です。申請番号4-98号は承認されました。</p>
	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）</p>
会長	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」の議題に移ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長	<p>それでは、しばらくの間集積計画について確認をお願いします。確認が終わりましたら、議案第3号について質疑を受け付けます。質疑ありませんか。</p>

委員	無し
会長	質疑なければ、「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」については、承認ということによろしいか。
委員	はい。
会長	本日提案された議案は以上でございます。